

**岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の概要**

**第 1 改正の趣旨**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 2 年厚生労働省令第 4 0 号）に伴い、条例で定める基準を同様の内容に改める。

**第 2 改正の内容**

- (1) 家庭的保育事業等における卒園後の受け皿に係る連携施設の確保について、利用調整等の対応策により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保を不要とする。
- (2) 居宅訪問型保育の実施対象となる児童に、保護者の疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児を加える。

**第 3 施行期日**

公布の日

## 岩見沢市条例第 2 2 号

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 6 月 2 9 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

第 6 条第 5 項各号列記以外の部分中「前項」の次に「(第 2 号に該当する場合に限る。)」を加える。

第 3 7 条第 4 号中「深夜の勤務に従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。